

3.代理

●代理

1 任意代理と法定代理

	該当者	範囲	消滅事由		権限・制限
			本人	代理人	
任意代理	本人が選任して、代理権を授与する。	代理権の授与行為がどこまで含んでいるかにより決定	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡 ・破産 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡 ・破産手続き開始 ・後見開始 	① 保存行為 (家屋の修繕、消滅時効の中断等財産の現状維持行為) ② 利用行為 (家屋の賃貸、金銭を利息付きで貸付ける収益を図る行為) ③ 改良行為 (家屋に造作を施したり、使用価値・交換価値を増加する行為) ※②と③は性質を変えない範囲で 例) 銀行預金を株式にする・田畑を宅地にするような行為
法定代理	親権者や後見人、本人に対して一定の地位にある者、本人以外の人の協議・指定、裁判所の選任	代理権を含めた民法の規定により決定	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡 		
復代理	代理人がさらに代理人として選任する	その代理人の権限内	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡 	死亡 破産 後見開始 代理人の代理権消滅	① 任意代理人は復代理人を選任できない。 例外⇒本人の許諾を得たとき、やむをえない事由(病気など) ② 法定代理人は自由に自己の責任で選任できる。

2 無権代理・表見代理

	意義・態様	効果	例外
無権代理	代理権がないにもかかわらず、代理人と称して行われた行為	本人に効果は及ばない	本人が追認すれば始めに遡って有効
表見代理	外観上、相手方にとって代理権の存在を信じさせるような特別の事情がある。 ① 本人⇒第三者に代理権を与えた旨を表示したが、実際には与えていなかった場合 ② 代理権の範囲を超えて代理行為を行った場合 ③ 代理権の消滅後に代理行為を行った場合	本人に落ち度があり、相手方が善意・無過失である場合に本人に効果が及ぶ	相手方が悪意・有過失であるときは表見代理は成立しない

3.代理

3.自己契約・双方代理

	自己契約	双方代理
	代理人が相手方になること	双方の代理人であること
原則	①原則として禁止されている。 ②この規定に違反した場合は無権代理となり、契約は無効となる。	
例外	I.本人があらかじめ許諾している場合 II.本人に不利益を生じさせない単なる債務の履行（移転登記の申請など）	

●代理についての過去問題より

【問】 AがA所有の土地の売却に関する代理権をBに与えた場合における次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1. Bが自らを「売主Aの代理人B」ではなく、「売主B」と表示して、買主Cとの間で売買契約を締結した場合には、Bは売主Aの代理人として契約しているとCが知っていても、売買契約はBC間に成立する。
2. Bが自らを「売主Aの代理人B」と表示して買主Dとの間で締結した売買契約について、Bが未成年であったとしても、AはBが未成年であることを理由に取り消すことはできない。
3. Bは、自らが選任及び監督するのであれば、Aの意向にかかわらず、いつでもEを復代理人として選任して売買契約を締結させることができる。
4. Bは、Aに損失が発生しないのであれば、Aの意向にかかわらず、買主Fの代理人にもなって、売買契約を締結することができる。

3.代理

【解説】

1. 代理人が代理行為をするときは、本人のためにすることを示さなければならない（顕名主義）。
そして、代理人が本人のために示さないでした意思表示の効果は代理人に生ずる。但し、相手方が本人のためにすることを知っているか、または知ることができたときは、直接本人に対して生ずる。よって、この場合CはBがAの代理人であることを知っているので、売買契約はBC間ではなくAC間に成立するので誤り。
2. 代理人は未成年（制限行為能力者）でもなることができる。なぜなら代理の効果は直接本人に帰属し、代理人は利益も不利益も生じないので、精神能力の低い者を保護する目的の制限行為能力者制度を必要としないため。よってAはBが未成年であることを理由に 取り消すことはできない。正しいので正解。
3. Aが代理権をBに与えているので、Bは任意代理人である。任意代理人は原則として復代理人を選任できない。本人の許諾がある ときと、病気等やむを得ない理由があるときである。よって誤り。
4. 1人の代理人が契約の当事者双方の代理となることはできないことになっている（双方代理）。BはAとFの当事者双方の代理となるには本人の同意が必要である。よって誤り。